

平成25年4月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成25年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年4月4日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 委員長の選挙
  - 5 会議録署名委員の指名
  - 6 議案第1号 市川市長の権限に属する事務の補助執行について
  - 7 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命に関する臨時代理の報告について  
報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第3号 市川教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程の一部改正等に関する臨時代理の報告について  
報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について  
報告第5号 職員の処分に関する臨時代理の報告について
  - 8 その他
  - 9 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第1号 市川市長の権限に属する事務の補助執行について  
報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命に関する臨時代理の報告について  
報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第3号 市川教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程の一部改正等に関する臨時代理の報告について  
報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について  
報告第5号 職員の処分に関する臨時代理の報告について

2 その他 (1) 学校安全安心対策担当室設置について  
 (2) 「防災教育の日」の取組みについて

5 出席委員 宇田川 進  
 五十嵐 芙美子  
 中村 ふじ江  
 内田 茂男  
 小林 正貫  
 田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	赤石 欣弥
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	新田 司
学校安全安心対策担当室長	井上 栄	指導課長	平山 健次
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	山元 幸惠
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	山田 修一
社会教育課長	秋本 賢一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	堀切 公雄

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越 英明
〃	主 幹	福田 修
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	岡田 靖弘
〃	主 査	吉成 悟

○ 事務局

会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。このたび、小林正貫先生が25年2月市議会において、議会の同意を受け、本日市長から教育委員会委員に任命されましたので、ご報告いたします。ここで、小林委員より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 小林委員

— 挨拶は割愛 —

○ 事務局

ありがとうございました。続きまして、4月1日付で職員の異動がございましたので、組織順に、役職名、氏名を述べさせていただきます。

— 職員の紹介 —

○ 事務局

続きまして、事務局の教育政策課です。

— 事務局の紹介 —

○ 事務局

以上で職員紹介を終わります。

平成25年3月31日をもちまして、宇田川委員の教育委員長としての任期が満了しておりますことから改めて教育委員長を選出することとなります。委員長が決まるまでの間、委員長職務代理者であります五十嵐委員に会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○ 五十嵐職務代理者

それでは、委員長が決まるまでの間、私が委員長の職務代理として、会議の進行を執り行わせていただきます。ただいまより、平成25年4月定例教育委員会を開会いたします。日程に従い議事を進めます。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。次に、委員長の選挙に入ります。法第12条第1項及び会議規則第5条の規定に基づき委員長の選挙を行います。選挙の方法について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

選挙の方法は、会議規則第5条第1項により、原則単記無記名投票によりますが、同条第3項において、委員の異議がない場合には、指名推薦の方法でも差し支えないこととなっております。なお、これまで本委員会では、指名推薦の方法により委員長を選んでいただいております。

○ 五十嵐職務代理者

ただいま事務局より指名推薦の説明がありましたが、この方法によることでよろしいでしょうか。

- 他の委員  
異議なし。
- 五十嵐職務代理者  
それでは、推薦をお願いします。
- 内田委員  
宇田川委員に委員長を継続していただくことが一番よろしい選択ではないかと思えます。
- 五十嵐職務代理者  
宇田川委員とのお話ですが、いかがでしょうか。
- 他の委員  
異議なし。
- 五十嵐職務代理者  
ご異議がないようですが、宇田川委員、引き続き教育委員長をお願いできますでしょうか。
- 宇田川委員  
わかりました。
- 五十嵐職務代理者  
ありがとうございます。宇田川委員を教育委員長と決定いたします。
- 事務局  
宇田川委員長には、本日、平成25年4月4日から平成26年4月3日までの1年間、委員長の職をお願いいたします。宇田川委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。
- 宇田川委員長  
— 挨拶は割愛 —
- 事務局  
ありがとうございました。では委員長、会議の進行をお願いいたします。
- 宇田川委員長  
議事を続けます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。ここで、お諮りします。議案第1号 市川市長の権限に属する事務の補助執行については民事調停に関する議案であるため、また、報告第5号 職員の処分に関する臨時代理の報告については人事案件であることから、法第13条第6項のただし書きの規定により公開しないこととしてよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。
- 他の委員  
異議なし。
- 宇田川委員長  
ご異議がないようですので、同法第7項の規定により討論を行わず、公開

しないこととします。この2件につきましては本日の案件がすべて終了してから行います。次に報告に入ります。報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の1ページと2ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会事務局及び教育機関に配置する市職員の人事異動につきましては、本来は定例教育委員会、あるいは臨時教育委員会において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、市長部局等との調整もあり、時間がございましたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、同規則第2条第3項の規定に基づきましてご報告させていただくものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。次に報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の3ページをご覧ください。本件は、「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則」につきまして、「会議を招集する暇のないときは、教育委員会は、教育委員会の規則及び訓令の制定改廃等の教育委員会の権限に属する事項の処理について、教育長をして臨時に代理させる」旨を規定しております市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、平成25年3月29日に、教育長が臨時に代理いたしましたので、「教育長は、臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議にその旨を報告しなければならない」旨規定しております同規則第2条第3項の規定に基づき、その旨をご報告するものでございます。

まず、改正等の理由及び教育長において臨時に代理いたしました理由でございます。今回の改正につきましては、平成25年度の市長部局の組織改正を踏まえまして教育委員会の権限に属する事務の補助執行の内容に変更を加えますとともに、教育委員会の組織を効率的かつ機能的な組織とするなど、平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の処理体制を整備する必要があったものでございます。したがって、今回の改正は、平成25年4月1日前行う必要がございましたところ、教育委員会の会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長において臨時に代理したものでございます。それでは、「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則」の主な改正内容につきましてご説明いたし

ます。議事日程の17ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の一部改正でございます。改正後の第3条の表をご覧ください。本条は、補助執行させる教育委員会の権限に属する事務及び補助執行させる職員について定めております。

昨年度、教育委員会は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する「映像文化センターの管理に関する事務」及び「視聴覚教育及び視聴覚資料に関する事務」を市長部局の文化国際部長、同部次長及び同部映像文化センターの職員に補助執行させておりました。市長は、平成25年4月1日以後、映像文化センター所長の職を課長相当職から主幹相当職に変更することに伴い、映像文化センターの使用許可等の事務につきましては、同センターを所管する文化振興課長に行わせることとするのことでございました。したがって、これまで補助執行させていた事務を文化振興課長にも補助執行させる必要がございましたことから、補助執行させる職員に同課長を加えたものでございます。次に、「市川市教育委員会事務局並びに組織規則」の一部改正でございます。議事日程の18ページ、改正後の第3条第1項の表、生涯学習部の部分をご覧ください。本項は、事務局の組織について定めております。生涯学習部におきましては、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、全体的な組織の見直しを図ったものでございます。

具体的には、地域教育課の所掌事務のうち、対象者や事業内容が類似するものを整理いたしまして、原則として18歳未満を対象とするコミュニティークラブ、少年センターの事務等を青少年育成課に、それら以外の学校施設の開放の事務等を生涯学習振興課にそれぞれ移管した上、地域教育課を廃止いたしました。また、公民館の総括管理など公民館に関する事務を所管しておりました公民館センターは廃止し、公民館センターのすべての事務、生涯学習振興課が所管しておりました成人式、還暦式、市民アカデミー等及び中央図書館が所管しておりました生涯学習センターの施設管理を所管いたします社会教育課を新設いたしました。また、少年自然の家及び自然博物館は、近隣施設であり、あわせて管理することが効率的でありましたことから、少年自然の家及び自然博物館の管理を所管する自然学習課を新設いたしました。次に、改正後の第3条第2項の表をご覧ください。本項は、課の事務分掌のうち特に重要で、迅速に処理すべき事項を担務させるために設置する「担当室」の設置について定めております。昨年度まで、義務教育課において、いじめ問題や保護者からの要望などの学校単独では解決が困難な事案について、その解決に向けた指導や助言を行っておりましたが、その事務は、学校が本来の学校教育や生活指導などの業務にエネルギーを傾注できるようにするため、特に重要で、迅速に処理する必要がありましたことから、義務教育課内に学校安全安心対策担当室を新設いたしました。次に、改正後の第3条第3項をご覧ください。本項は、教育機関及び市長から管理を委任さ

れた菅平高原いちかわ村に置く組織について定めております。先ほどご説明いたしました生涯学習部の全体的な組織の見直しに伴い、公民館は、廃止した「公民館センター」から、新設した「社会教育課」の所属に、少年自然の家は、廃止した「地域教育課」から、新設した「自然学習課」の所属に、少年センターは、廃止した「地域教育課」から「青少年育成課」の所属に、自然博物館は、「生涯学習部」から、新設した「自然学習課」の所属に、それぞれ変更いたしました。

なお、生涯学習センターにつきましては、昨年度、組織を設置しておらず、また、今後も設置する予定もありませんことから、廃止しております。次に、順番が前後いたしますが、議事日程の27ページ、改正後の第6条をご覧ください。本条は、事務局及び教育機関等に配置する職員の職の設置について定めております。昨年度まで、教育次長、部長などの職の設置は、「市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程」において規定しておりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第6条は、「教育委員会の事務局に置かれる職員の職の設置は、教育委員会規則で定める」と規定しており、教育次長等の事務局の職の設置につきましては、教育委員会規則で定める必要があったところでございます。そこで、処務規程の職の設置に関する規定内容を本規則において規定したものでございます。なお、処務規程の職の設置に関する規定内容を本規則に規定するに当たり、公民館センターの廃止に伴いましてセンター長の職を、生涯学習センターの組織の廃止に伴いましてその所長の職を、それぞれ廃止しております。次に、議事日程の20ページ、改正後の第5条をご覧ください。本条は、事務局及び教育機関等の組織の事務分掌について定めております。只今、処務規程の職の設置に関する規定内容を本規則に規定する旨ご説明いたしましたが、この改正を契機といたしまして、同じく処務規程において定めておりました事務分掌の規定内容につきましても、組織との一覽性を確保する観点から、先ほどご説明いたしました組織改正に伴う事務分掌の移管等を行った上、合わせて組織規則において規定したものでございます。最後に、「市川市教育委員会公印規則」の一部改正でございます。議事日程の29ページ、改正後の別表をご覧ください。本表は、教育委員会が管理する公印の種類、管守者等について定めております。先ほどご説明いたしました補助執行の変更に伴いまして、「映像文化センター専用市川市教育委員会之印」の管守者を映像文化センター所長から文化振興課長に改めたものでございます。主な改正内容は、以上でございます。続きまして、施行期日についてご説明いたします。議事日程の16ページ、改正文の附則をご覧ください。この規則による改正後の組織規則等の適用日について定めるものでございます。補助執行の変更及び教育委員会の組織改正など、教育委員会の権限に属する事務処理体制の整備は、平成25年度から実施するため、平成25年4月1日をこの規則の施行期日としたものでご

ございます。「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理」のご報告は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。次に報告第3号 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程の一部改正等に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の30ページをご覧ください。本件は、さきほどご報告いたしました報告第2号と同じく、「市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程の一部を改正する等の規程」につきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、平成25年3月29日に、教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第2条第3項の規定に基づき、その旨をご報告するものでございます。まず、改正等の理由及び教育長において臨時に代理いたしました理由でございますが、さきほどご報告いたしました報告第2号と同じく、今回の改正等は、平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の処理体制を整備するものであり、平成25年4月1日前行う必要がございましたところ、教育委員会の会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長において臨時に代理したものでございます。

それでは、「市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の主な改正内容」及び「市川市教育委員会事務局並びに教育機関等处務規程の廃止」につきましてご説明いたします。議事日程の42ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、「市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程」の一部改正でございます。改正後の第1条をご覧ください。

市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の題名改正及び条項ずれに伴い、引用しております当該規則名及び条項を改めるものでございます。次に、「市川市教育委員会事務決裁規程」の一部改正でございます。議事日程の43ページ、現行の第4条第5項及び第6項をご覧ください。これらの項は、生涯学習センター所長に関する決裁過程について定めております。

さきほどの組織規則の改正においてご説明いたしましたとおり、生涯学習センターの組織及びその所長の職を廃止することに伴い、生涯学習センター所長の決裁過程も不要となりますことから、削除したものでございます。

なお、現行の第11条第2項及び別表第3の生涯学習センター所長の専決事項も同様の理由により、削除しております。次に、議事日程の44ページ、改正後の第8条の2をご覧ください。市長部局におきましては、証明書の発行、公の施設の使用許可など窓口において直接処理を要するものに限り、課長の指示及び監督を条件として窓口職員が処理することができるように措置するとのごとくございました。これを踏まえまして、教育委員会も同様に、教

育機関等の使用許可など窓口において直接処理を要するものに限り、課長の指示及び監督を条件として窓口職員が処理することができるようにしたものでございます。次に、議事日程の45ページ、改正後の別表第1をご覧ください。この表は、教育長が最終的な意思決定を行う「決裁事項」及び教育次長以下の職員が教育長に代わって意思決定を行う「専決事項」のうち共通するものについて定めております。教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の専決事項は、教育委員会から教育長に委任された事項、すなわち、市川市教育委員会事務委任規則第1条の規定に基づき、職員の任免、教育委員会規則等の制定改廃などの18項目を除く事項に限定されているところでございます。しかしながら、議事日程の46ページの現行の最終行のように、「規則等の制定改廃」が定められているなど、教育長に委任されていない事項が定められておりました。そこで、教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の専決事項のうち、教育長に委任されていない事項を削除したほか、条文の整備を行ったものでございます。次に、議事日程の52ページ、改正後の別表第2をご覧ください。この表は、教育次長以下の職員の個別の専決事項について定めております。さきほどの組織規則の改正においてご説明いたしましたとおり、義務教育課に学校安全安心対策担当室を設置したことに伴い、義務教育課の個別専決事項に担当室長の専決事項を加えるとともに、生涯学習部の組織の改廃及び事務移管に応じて、個別専決事項を移管したほか、条文の整備を行ったものでございます。また、これまで、教育機関の個別専決事項は、議事日程の57ページ、改正前の別表第3のとおり、生涯学習センター所長の職が次長相当職であったため、別に定めておりました。今回、生涯学習センター所長の職の廃止に伴い、その個別専決事項を定める必要がなくなりましたことから、別表第3において定めておりました教育機関の個別専決事項の規定内容を、事務局の個別専決事項を定める別表第2に規定し、別表第3を削っております。

次に、「市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程」の廃止でございます。さきほど、組織規則の改正におきましてご説明いたしましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第6条の規定に基づき、本規程で定めておりました教育次長等の職の設置に関する規定内容を組織規則において規定したほか、この改正を契機に本規程において定めておりました事務分掌等につきましても組織との一覧性を確保する観点から合わせて組織規則において規定したところでございます。したがって、本規程の規定内容はすべて組織規則において規定したため、本規程は不要となりますことから、廃止したものでございます。廃止及び主な改正内容は、以上でございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。議事日程の41ページ、改正文の附則をご覧ください。この規程による改正後の事務決裁規程等の適用日及び処務規程の廃止日について定めるものでございます。教育委員

会の組織改正など、教育委員会の権限に属する事務の処理体制の整備は、平成25年度から実施するため、平成25年4月1日をこの規程の施行期日としたものでございます。「市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程の一部改正等に関する臨時代理」のご報告は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。次に報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 義務教育課長

議事日程、58 ページをご覧ください。恐れ入りますが説明に入る前に資料の訂正を2点お願いいたします。1点目は、59 ページの校長異動「3 新任」の下の段4 柏井小学校 森谷有人校長の経験年数でございます。資料には38年とありますが、31.10年、31年と10ヵ月の間違いでございます。2点目は、60 ページ教頭異動「2 転補」の6 大洲小学校 嶋田信子教頭の年齢でございます。資料には50歳とありますが、55歳の間違いでございます。以上2点の訂正をお願いいたします。それでは、ご説明いたします。平成24年度末及び平成25年度、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭に関する人事異動につきましては、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会 事務委任規則 第2条の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます。このことにより、平成24年度末及び平成25年度の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動は完結いたしました。したがって、同規則 第2条第3項の規定により、ご報告するものでございます。管理職の人事異動に係る具体的な内容につきましては、59 ページと60 ページのとおりでございます。「1の退職」につきましては、定年退職並びに勸奨退職、そして、県及び市 教育委員会への異動のための退職者でございます。「2の転補」につきましては、市内の学校間異動者となっております。また、「3の新任」につきましては、県及び市の行政機関からの異動による再任、並びに昇任者と、校長の場合は教頭から、教頭の場合は教諭からの昇任者となっております。最後に、「4のその他」は、県立学校、並びに、管内他市への異動者となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで

すので、報告第4号を終了いたします。次にその他に入ります。(1)学校安全安心対策担当室設置について説明してください。

○ 学校安全安心対策担当室長

学校教育部義務教育課に、平成25年4月1日に新設いたしました「学校安全安心対策担当室」について、報告させていただきます。議事日程61ページをご覧ください。組織としての位置づけは、義務教育課に属する課内室で、課長相当職である室長と副主幹2名を加えた3名体制でございます。担当室では、学校だけでは解決困難な問題に対し、医師や弁護士、そして、2名の大学教授からの意見も踏まえ、中立的立場から助言や指導を行い、問題の早期解決を図ってまいります。また、トラブルを未然に防ぐための研修会や啓発活動にも力を注いでまいります。この他、「学校現場での指導・調整力の強化」「校長からの相談業務の充実」などにも取り組むことで、円滑な学校運営のための窓口として業務を進めてまいります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(2)防災教育の日の取組みについてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程62ページをご覧ください。去る3月11日には、教育委員会として「防災教育の日」を制定してから初の取組として市内すべての幼稚園、小・中・特別支援学校でさまざまな活動が行われました。指導課といたしまして、各幼稚園、小中学校、特別支援学校の取組状況の調査並びに小中学校2校に出向きまして、実際の状況を見てまいりましたので、報告をさせていただきます。すべての園・学校で共通に行われた取組としましては、教育長のメッセージの代読と、園長・校長の訓話です。また学校からあがってきたアンケートの回答からは「子どもたちは、とても真剣な様子でメッセージや訓話を聞いていた。」というものが多く寄せられました。このあと、各幼稚園、学校でそれぞれ工夫を凝らした取組が行われました。国からの協力依頼で行われた半旗の掲揚、東日本大震災で被害に遭われた人々についての紙芝居の見学、シェイクアウト訓練、映像教材の視聴、津波避難訓練などが報告されています。第一回目の取組の成果、課題を踏まえ、本年度は年間を通しての取組も実施してまいります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

続いて保健体育課長、お願いします。

○ 保健体育課長

議事日程63ページをご覧ください。防災教育の日の学校給食の様子についてご報告を申し上げます。先ほど指導課の方から「防災教育の日」の取組みの報告がございましたが、「防災教育の日」にあわせまして、防災教育の日を意識した学校給食・弁当を実施いたしました。小・中学校におきましては、

3月11日に給食施設、学校規模に応じて、各学校で防災教育の日を意識した給食を提供いたしました。給食の献立につきましては、各栄養士が工夫をするとともに、その名称等も献立表に盛り込んでおります。63ページにございますのは、当日の献立の様子でございます。上の写真につきましては八幡小学校の提供の様子でございます。下の写真につきましては、稲荷木小学校の提供の様子でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これより、議案第1号及び報告第5号に入りますが、会議規則第10条の規定により、委員長が指定する方以外は退席していただきます。教育次長、各部長、各次長、教育政策課長、義務教育課長、人事・福利担当室長以外は退出してください。これより暫時休憩いたします。

— 休 憩 —

○ 宇田川委員長

議事を再開いたします。議案第1号 市川市長の権限に属する事務の補助執行についてを説明してください。

○ 人事・福利担当室長

非公開事案

○ 宇田川委員長

義務教育課長お願いします。

○ 義務教育課長

非公開事案

非公開事案

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 人事・福利担当室長

非公開事案

非公開事案

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

非公開事案

○ 宇田川委員長

それでは、議案第1号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

(義務教育課長退席)

○ 宇田川委員長

次に報告第5号 職員の処分に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 人事・福利担当室長

非公開事案

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

非公開事案

○ 人事・福利担当室長

非公開事案

非公開事案

- 宇田川委員長  
他にございませんか。では報告第5号を終了いたします。
- 教育政策課長  
ここで退出した職員を入室させますので、しばらくお待ちください。  
(退席した職員着席)
- 宇田川委員長  
再開いたします。以上で本日の議事はすべて終了いたしました。皆様から何かございますか。
- 教育施設課長  
1点、ご報告がございます。只今、お配りいたしました、先般4月2日に危機管理課から配布されました、『東日本大震災における、市川市の被害及び対応の記録』という冊子でございます。このなかに、小・中学校、幼稚園等の『被害の概要』が、11ページから15ページにわたって、掲載されております。ご覧になっていただきたいと思っております。なお、既に、各部署、課長には、配布済みでございます。以上でございます。
- 宇田川委員長  
この中で何か報告することはございますか。
- 教育施設課長  
修繕の費用の金額になりますが、小学校で約2,000万円、中学校で約900万円、幼稚園で約200万円、合計約3,100万円の修繕費用がかかっております。以上でございます。
- 宇田川委員長  
素晴らしい冊子ですね。他に何かございますか。
- 他の委員  
ございません。
- 宇田川委員長  
それでは、これをもちまして平成25年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時7分閉会)

署名委員

委員長

守田川進

委員

内田茂男

委員

田中康恵